

# 公益財団法人丹後地域地場産業振興センター評議員 及び役員の報酬等並びに費用に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人丹後地域地場産業振興センター（以下「センター」という。）定款第13条及び第29条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等の支給の基準について定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は無報酬とする。ただし常勤役員には職務遂行の対価として報酬を支給する。

- 2 常勤役員には、賞与を支給することができる。
- 3 役員等には、退職手当は支給しない。

## (常勤役員の報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬等は、一人当たり年額7,000千円を上限とし、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

## (報酬等の支給方法)

第5条 報酬等のうち、月額報酬については、毎月20日に支給し、賞与については、6月と12月に支給する。

(費用)

第6条 非常勤役員及び評議員には、理事会及び評議員会への交通費実費相当額として、1回につき2,000円を支給する。

2 前項にかかわらず、非常勤役員及び評議員のうち、地方公共団体の常勤特別職及び一般職にある者には支給しない。

(公表)

第7条 センターは、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に規定する報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。